

平成24年11月1日

コミュニティ助成事業に係る取扱要領

- (1) 申請は、1年度につき1団体1件です。
- (2) 1つの助成事業に財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定める件数を超える申し込みがあった場合、市が定める日時に公開抽選会を開き、市から申請する事業を決定します。
- (3) この事業は、大阪府及びセンターで審査されますので、市から申請した事業が必ず助成の対象となるとは限りません。
- (4) 補助金は、1件につき10万円単位です。（10万円未満は切り捨て）
- (5) 交付申請額が、全額補助されない場合もあります。
- (6) 事業費の総額が、コミュニティ助成実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定された各コミュニティ助成事業の助成金の限度額を上回る場合、その額は各団体の負担となります。
- (7) 補助金の交付の決定を受けた場合、次年度以降5年間は、実施要綱に規定された同種事業については助成の申請を行えません。